

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

南牧村は、長野県の東端に位置し、冷涼な気候を生かした高原野菜の栽培や夏の避暑地として数多くの観光客が訪れる農業と観光の村である。

村の総人口は、2015年の国勢調査では3,408人となっており内訳は日本人が2,980人、外国人428人であった。近年野菜農家や畜産農家で多くの外国人技能実習生を受け入れており、毎年農繁期である4月から11月に一時的に総人口が増え、農閑期である12月から3月までは総人口が減るということを繰り返している。

2015年国勢調査では15歳以上就業者数は2,196人となっており、そのうち野菜生産や酪農等の農業従事者は1,320人と全体の6割を占めている。そのほか宿泊業や卸売業、製造業・建設業など他産業の従事者はいるが、主産業は農業となっている。

中小企業者の多くは個人経営の農家である。当村では産業を問わず後継者確保と人手不足の解消が大きな課題となっており、大型機械や最先端設備の導入などで新たな事業基盤の構築を図り、持続可能な産業への努力が必要となっている。

#### (2) 目標

農業関連を始めとし、それ以外の全ての分野における先端設備投等の導入を促進し、生産性の向上を図る中小企業を支援することで、本村全体の生産性を向上させる。

計画期間中の「先端設備等導入計画」の認定件数の目標を、1件とする。

### 2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電関連設備は、雇用との関連性が乏しく、また、当村の自然環境保全の観点からもふさわしくないため対象外とする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

南牧村の基幹産業である農業は村内6地区すべてで行われており、また、他産業も村内各地にあることから、本計画の対象区域は、村内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

南牧村の全ての産業の発展が活力ある将来への基盤となるため、本計画の対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が本計画を同意した日から2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取り組みは対象としない。
- ・公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められる者の計画については本計画の対象としない。
- ・村税の滞納がある者は、計画認定の対象としない。